



長野市民会館の建て替えについて 市民一人ひとりから考える

弓場 法 (公認会計士・税理士)

長野市の借金

長野市が、現在、計画している長野市民会館の建て替え問題について、市民一人ひとりの負担という点から検討してみたいと思います。

平成21年9月1日の「広報ながの」によると、平成20年度における長野市の一般会計の歳入は1405億円、歳出は1311億円です。同広報には、国民健康保険や介護保険など特別会計の収支や、下水道、病院などの企業会計の収支に関する情報も掲載されています。

ただ、これらはいずれもフロー情報で、長野市の財政状態を判断するためのストック情報ではありません。ストック情報に関しては、一般会計の市債残高が1445億円であるとの記載がありますが、これには特別会計や企業会計の借金が含まれていません。

それでは、特別会計や企業会計も含む長野市の借金は、

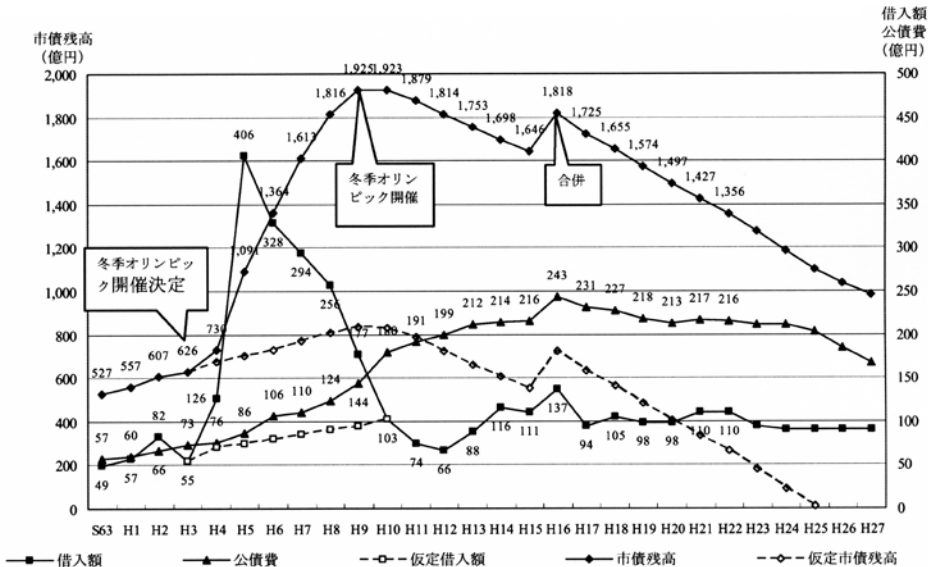


図1 借入金(普通会計部分)の長期推移 平成18年度長野市包括外部監査結果報告書より

どの位なのでしょう。

少し古いのですが、長野県のホームページに平成19年度(平成20年3月末現在)のそれらの情報が載っています。それによると、長野市の借金残高は、一般会計等が1544億円、公営企業会計等が1692億円です。これらの借金を長野市の人口38万人で割ると、赤ちゃんからお年寄りまでの市民一人当たりの借金残高は約85万円、4人家族ならば340万円です。これらは、将来、市民が税金や利用料等で支払っていかねばなりません。

市十県十国の借金は、 一人当たり831万円

しかし、よく考えてみると、長野市民の将来負担はそれだけではありません。なぜなら、長野市民は長野県民であり、また、日本国民だからです。

では、長野県の借金はどれくらいなのでしょう。総務

省のホームページに載っている平成19年度のデータによると、一般会計等が1兆5569億円、公営企業会計等が1040億円、ここから借金返済に使える基金残907億円を控除し、これを長野県の人口2177万人で割ると、県民一人当たりの借金は72万円、4人家族で288万円です。

次に国の借金です。財務省のホームページに、平成20年度末の国債残高は553兆円、国民一人当たり433万円と見込まれる旨の記載があります。しかし、この数字は普通国債の残高です。やはり財務省のホームページから「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」より平成21年6月末の国債及び借入金現在高をみると、普通国債に財政投融资特別会計国債や借入金等を加えた金額は860兆円です。これを国の人口1億2700万人で割ると、国民一人当たりの借金は674万円、4人家族で2296万円となります。

以上より、長野市民一人ひとりの借金は、市(85万円) + 県(72万円) + 国(674万円) で合計831万円、4人家族だと3324万円にもなります。

それでは、長野市の借金は、いったいどのように推移してきたのでしょうか。

図1は、平成18年度の長野市の包括外部監査の報告書に記載されている普通会計部分の借入金の推移です。

これによると、長野オリンピック招致決定のあった平成



「市民会館建て替えを考える」フォーラムにて



3年度の長野市の借入金金は62.6億円でしたが、それ以降オリンピック関連の投資をするためにどんどん借入を増やし、オリンピック開催年度の平成9年度には借入残高は192.5億円に達しています。わずか6年の間に、実に130.0億円も借金を増やしたわけです。市が公表している普通会計バランス・シートを見ると、平成19年度末の市債残高は163.0億円と依然高い水準であり、長野市が財政的にはオリンピックの後遺症からまだまだ抜け出せないでいる状況であることがわかります。

市民会館建て替え財源も問題点

さて、以上のような市・県・国の財政状況の中で、長野市は新たに市庁舎と市民会館の建て替えを計画しています。市民会館の建設にあたり、市民の意見を聴くため設置した「長野市民会館建設検討委員会」で、市が配布した資料によると、会館建設の候補地は「長野駅前地区」、「権堂地区」、「現在地」の三カ所にすでに絞り込まれています。このうち、たとえば「長野駅前地区」や「権堂地区」に市民会館を建設する場合、建設事業費を50億円とすると、用地費を含めた総事業費は60億円とのことです。この場合、財源は、補助金が13億5000万円、合併特例債が38億8500万円、一般財源が7億6500万円です。このうち、合併特例債はその返済の70%が国からの地方交付

場合でも、長野市は市民会館建設を進めるでしょうか。その場合には、おそらく、市としてより優先順位の高いと判断される別の事業にお金を使うのではないのでしょうか。鳥取県のホームページに、合併特例債などの交付税措置のある起債について、面白い記載があります。

交付税措置(じょうふぜいそち)のある起債(きせい)

起債(借金)の返済金額の一部がその返済年度の普通交付税の基準財政需要額に算定されることを約束された起債を、交付税措置のある起債といいます。制度の仕組みとしては市町村が事業を行った時はとりあえず市町村で起債しておいてその返済の時に普通交付税を国が増額して面倒を見るというイメージです。

ただ、この起債には(1)返済時には普通交付税の総額も増えるという印象を持ちやすい(2)有利な財源措置があるという理由であまり緊急性がない事業を行ってしまう、という側面があります。

有利な起債ということで全国の地方公共団体がその制度を利用すれば、返済時の普通交付税が格段に増加するはずですが、過去に景気対策として実施した公共事業の財源として発行した交付税措置のある起債の返済が本格化している昨今、普通交付税総額を見ると現実には減額になっています。これは普通交付税の基準財政需要額が

税で措置されるため、実質負担額は国が40億6900万円、市が19億3100万円となるそうです。

この計算には、つぎのような問題があると考えます。

1. 長野市の負担は、市民の負担とは異なる

市の説明によると、財源の一部として考えている合併特例債については、その返済の70%を国が負担してくれることになっています。市はこのように有利な起債である合併

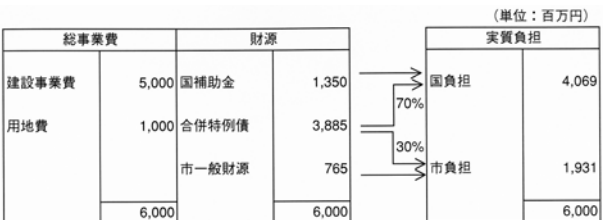


図2 「長野市民会館建設検討委員会」配布資料より筆者作成

特例債を利用するため、その利用期限である平成26年度中に竣工するスケジュールをたてています。

しかし、これまで述べたように、長野市民は、長野県民であり、また日本国民です。市の負担でないことは同義ではありません。補助金を含む国負担の40億6900万円についても、結局は市民として負担していくことになります。

もし、民主党の言うように、ひも付きの補助金が廃止された

毎年度見直しされて、約束した借金返済以外の部分が削減されているからだと考えられます。この現象については、社長から「残業しろ」と言われて残業した社員の手取りを「残業代は100%支払ったが、本俸を見直した」といつて削減するようなもの、という批判があります。

鳥取県ホームページより

総務部/県民室/用語の概要「交付税措置のある起債」
<http://www.pref.tokushima.jp/odt.aspx?menuid=33403>

2. 維持管理費が考慮されていない

ハコものを作った場合、その修繕費やその後の運営費などの維持管理費は、建設費の数倍から数十倍近いとの試算があります。それらの負担も結局は、今の市民や後世の市民が負担することになります。たとえば、長野市生涯学習センター(TOGO WEST 3, 4階)の平成21年度の管理運営費予算は4832万3000円です。長野市生涯学習センターの建設事業費は12億7700万円でしたが、建設後は毎年5000万円近い管理運営費がかかっていることになりました。まして、この管理運営費に含まれる修繕費は、まだ施設が新しいためわずかであると推定されます。今後、10年後、20年後に大規模な修繕が必要なのは間違いありません。

このように、一度ハコものに投資をしてしまうと、後からどんなに優秀な管理者を連れてきても、その負担を減ら



すことは困難です。なぜなら、過去の意思決定は、後から取り消すことは困難だからです。

3. 合併特例債の使い方の問題

合併特例債については、長野県のホームページに次のように解説されています。

「合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます」

そして、その用途については、次のように記載されています。

- ① 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- ② 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ③ 合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るため、同一内容の施設の重複を避けておこなう施設の整備

基金の条例に、市民会館建設を前提などということは、どこにも書かれていません。あくまで文化施設建設のための基金です。その使い道を、市民会館建設に限定するという意思決定は、いつどこでなされたのでしょうか。また、条例制定当時と、現在の経済環境は大きく異なります。場合により、基金の使い道を変更することも、市議会の同意があれば可能はずです。

2. 新市民会館建設までの期間

市の計画では、現在の市民会館を平成22年度に解体し、新市民会館の供用開始は平成27年度です。ということは、その間の4、5年間は、市民会館がない状態になります。もし、市が言うように緊急性があり、本当に必要な施設であるならば、そのような利用できない空白期間があることが許されるはずはありません。4年も5年も我慢できる施設について、市民は本当に将来に渡って必要と判断するのでしょうか。

3. 県民文化会館の利用率

同じ長野市に、長野県の県民文化会館があります。現在、県民文化会館の稼働率は悪くないようですが、長野市民会館が完成した場合、どうなるのでしょうか。県民文化会館の利用率が下がり、その収支が悪化すれば、それを穴埋め

④ 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業

⑤ 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のために設けられる基金(合併市町村振興基金)の積み立て

長野県公式ホームページより
市町村合併基本情報/国・県の支援策/合併特例債について
http://www.pref.nagano.jp/sounu/sichoson/gappai/qc_a2.htm

長野市の場合、「合併特例債は施設整備事業以外には活用できません」と「長野市民会館建設検討委員会」配布資料の中で記載していますが、それは、市が市民会館建設を市町村建設計画に含めたためと思われる。そもそも、前記の⑤のような使い方もできたにも関わらずです。結局、これでは、長野市でははじめからハコものありきだったように思えて仕方ありません。

はたして本当に長野市民のためなのか

財源問題のほか、次の点も見逃すことができません。

1. 市政90周年記念文化施設建設基金

「長野市民会館建設検討委員会」配布資料に、市民会館建設を前提とした「市政90周年記念文化施設建設基金(23億5000万円)」との記載があります。しかし、当該

するのは長野市民も含めた長野県民です。

結局、市が考えているのは、「長野市」の事業に対する有利な財源の問題だけであり、「長野市民」の立場に立って、事業計画を立案しているとは到底思えません。もう一度、原点に返って、有利な財源がなくても、その事業を実施するのかがどうか考えるところから始める必要があるのではないのでしょうか。